

承認工場研修会

令和3年12月

門司税関

監視部保税地域監督官



説明内容

- 1 免税制度の趣旨・承認要件
- 2 飼料製造の条件と規格
- 3 適用条件の確認・大事なこと
- 4 製品の出荷と製造終了届・主な手続き
- 5 承認工場における義務と制限
- 6 承認工場における社内管理規定について
- 7 承認工場における内部監査について

免税制度の趣旨・承認要件

飼料の製造用原料の減免税制度

定率法第13条承認工場制度の趣旨

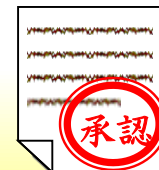
- 飼料等の製造に使用される輸入原料品（とうもろこし、こうりゃんその他グレインソルガム等）の関税負担を軽減し、
- 良質かつ低廉な飼料を畜産農家等に対し安定供給することにより、
- 畜産業、水産業等の育成と国民生活の安定等を図ろうとするもの



製造に使用される免税原料品の飼料以外の用途への使用を防止するとともに、輸入の許可の日から1年以内に飼料製造終了。

本制度の目的に沿った適正な実施及び関税債権を確保するため、「承認制度」、「用途外使用・同種原料品の混用使用の制限」、「製品検査」、「記帳義務」等が課せられている。

⇒ 税関の監督及び取締りを徹底する体制が講じられている。



飼料用麦に係る承認工場制度

暫定措置法第9条の2承認工場制度の趣旨

- 輸入された麦（大麦・小麦）が飼料の原料として使用されることを担保するための制度として
- 関税定率法第13条に規定されている承認工場制度と同様の制度を導入



あらかじめ税関長の承認を受けた製造工場において、**経済連携協定締約国産麦**を輸入し、**1年以内**に飼料を製造する場合に、当該経済連携協定に基づく麦の**関税を無税**とする制度。「譲許の便益の適用」

本来、政府が一元管理する、食用・飼料用麦を、税関の監督下に飼料用麦に限り、政府を通さない民間貿易での関税を撤廃するもの。

⇒ 定率法と同様に、税関の監督及び取締りを徹底する体制が講じられている。



製造工場の承認要件

● 定率法基本通達13-1

● 暫定法基本通達9の2-1

① 製造工場の申請者が、次の各号に該当しない者であること。

- イ 申請者が定率法第13条第1項又は暫定法第9条の2第1項の製造工場の承認を取り消された者であって、その取り消された日から3年を経ない場合
- ロ 申請者が法その他関税に関する法令の規定に違反して刑に処せられ、又は通告処分を受け、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から3年を経ない場合
- ハ 申請者が法その他関税に関する法令以外の法令の規定に違反して禁錮以上の刑に処せられ、その刑が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経ない場合
- ニ 申請者が上記のイからハマまでに該当する者を役員とする法人である場合又はこれらの者を代理人、支配人その他の主要な従業者として使用する者である場合
- ホ 申請者の経営状況からして法の規定により課される負担に耐えないと認められる場合
- ヘ 製造工場における輸入原料品等を適正に管理するための責任体制、業務手順等を確保できる十分な能力がないと認められる場合

② 設備や計量器を設置している等、設備が製造工場として適していること。

飼料製造の条件と規格

飼料製造の条件

① 免税原料品の輸入許可の日から

1年以内に、製品 **(飼料)** を製造すること。

② 用途を限定

家畜、家きんや魚、そのほかの動物用の餌を製造すること。

③ 定率法施行規則第2条及び暫定措置法施行規則第11条に掲げる

飼料の規格を満たすこと。

家畜: 牛、豚、馬等
家きん: 鶏、アヒル、ガチョウ
魚類等の飼料を製造



【定率法基本通達13-10】
【暫定法基本通達9の2-10】

- これらの規定に該当しない場合には、飼料を製造したものとみなされないため、税関から用途外使用と判断される可能性があります。

関税徴収

飼料規格(定率法施行規則別表)①

◆ポイント:食糧用に適さないような加工を行う必要あり!

配合飼料	配合割合
1 脱脂粉乳、ホエイ及び調製ホエイの含有量の合計が全重量の30%以上のもの	フェザーミール、肉骨粉、全血粉、さなぎ粉、魚粉(魚荒かすを含む。以下この表において同じ。)、フィッシュソリュブル又はフィッシュソリュブル吸着飼料の含有量の合計が全重量の2%以上であること。
	色素(食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)別表1に掲げる食用青色1号又は食用青色2号に限る。以下この表において同じ)の含有量が全重量の0.0012%以上であること。
	飼料添加物を定める件(昭和51年農林水産省告示第750号)により定められた飼料添加物(飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)別表第1の1の(1)の表に掲げる飼料添加物を除く)であって、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第10条により使用が禁じられている添加物を含むこと。
2 糖みつの含有量が全重量の20%以上のもの(第1号に該当するものを除く。)	こうりやんその他のグレーンソルガム、とうもろこしその他の令第六条に規定する原料品(砂糖及び糖みつを除く)。若しくはこれらと同種のほかの原料品又は、オート、ふすま、やし油かす、大豆油かす、脱脂ぬか、アルファルファミール、ビートパルプ、大豆皮、ビールかす、豆腐かす、稲わら粉末若しくは麦ぬかの含有量の合計が全重量の5%以上であること。
3 砂糖の含有量が全重量の10%以上のもの(前2号に該当するものを除く。)	色素の含有量が全重量の0.0012%以上であり、かつ、塩化ナトリウムの含有量が全重量の0.1%以上であり、かつ、L-リジン塩酸塩の含有量が全重量の0.1%以上であること。

飼料規格(定率法施行規則別表) ②

配合飼料	配合割合	
4 その他のも	前段	こうりやんその他のグレーンソルガム及びとうもろこしその他の令第6条に規定する原料品及びこれらと同種の他の原料品以外の原料品の含有量の合計が 全重量の12%以上 であること。
	中段	フェザーミール、肉骨粉、全血粉、さなぎ粉、魚粉、フィッシュソリュブル又はフィッシュソリュブル吸着飼料、やし油かす、大豆油かす、綿実油かす、菜種油かす、アルファルファミール、大豆皮又は豆腐かすの含有量の合計が 全重量の2%以上 であること。
	後段	こうりやんその他のグレーンソルガム又はとうもろこしを加熱した後に扁平状に押しつぶしたもの又は加圧により加熱したものの含有量の合計が、こうりやんその他のグレーンソルガム及びとうもろこしその他の令第6条に規定する原料品及びこれらと同種の他の原料品の含有量の 合計の50%以上 であること。

配合原料の規格: 施行令第6条

- ・ こうりやんその他のグレーンソルガム、とうもろこし又はライ麦等を原料とするとし、ひき砕いたもの、加熱した後に扁平状に押しつぶしたもの又は加圧により加熱したもの

単体飼料の規格: 施行令6条

- ・ こうりやんその他のグレーンソルガム又はとうもろこしを加熱した後に扁平状に押しつぶしたもの又は加圧により加熱したもの

飼料規格(関税定率法施行令第6条)

関税法施行令第6条 (飼料及びその原料品の指定)

- **配合飼料** : こうりゃんその他グレーンソルガム、とうもろこしライ麦、バナナの粉、砂糖（乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含有量が、検糖計の読みで98.5度以上に相当するものに限る）、糖みつ、カッサバ芋及び甘しょ生切干（カッサバ芋及び甘しょ生切干にあつては、粉状又はペレット状にしたものを含む。）
- **単体飼料** : とうもろこし



配合飼料、単体飼料に使用できる原料品を指定

飼料の規格(関税定率法施行規則第2条)

1 項 一 号

→ 配合飼料の配合割合の説明

定率法施行規則別表の通りに配合

1 項 二 号

→ 配合飼料（製品）の形状の説明

- ・ 配合飼料は、粉状、ミール状その他これらに類するもの
- ・ 糖蜜の含有量20%以上を加えた配合飼料は粉状でなくても良い

1 項 三 号

→ 配合飼料の原料品の使用形状の説明

- ・ 施行令第6条の原材品を「ひき砕く」
「加熱した後に扁平状に押しつぶしたもの」
「加圧により加熱したものを圧ペン」
が必要（バナナの粉、砂糖が除く）

2 項

→ 単体飼料の説明

- ・ 施行令第6条に規定する単一の原料品を
「加熱した後に扁平状に押しつぶしたもの」又は
「加圧により加熱したもの」

飼料規格の例 ①

《別表第4号 前段》

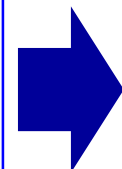
こうりやんその他のグレーンソルガム及びとうもろこしその他の令第6条に規定する原料品及びこれらと同種の他の原料品以外の原料品の含有量の合計が**全重量の12%以上**であること。

例示



免税品及び
同種原料品：粉碎とうもろこし

内 貨：ふすま



88%

12%以上

飼料規格の例 ②

《別表第4号 中段》

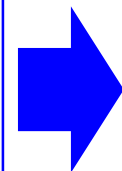
フェザーミール、肉骨粉、全血粉、さなぎ粉、魚粉、フィッシュソリュブル又はフィッシュソリュブル吸着飼料、やし油かす、大豆油かす、綿実油かす、菜種油かす、アルファルファミール、大豆皮又は豆腐かすの含有量の合計が**全重量の2%以上**であること。

例示



免税品：圧ペンとうもろこし

内 貨：魚粉、大豆かす など



98%

2%以上

飼料規格の例 ③

《別表第4号 後段》

こうりゃんその他のグレインソルガム又はとうもろこしを加熱した後に扁平状に押しつぶしたもの又は加圧により加熱したものの含有量の合計が、
こうりゃんその他のグレインソルガム及びとうもろこしその他の令第6条に規定する原料品及びこれらと同種の他の原料品の含有量の合計の50%以上

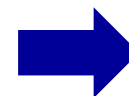
例示



免税品：**圧ペン**とうもろこし

免税品及び同種原料：粉碎こうりゃん

内 貨：アルファファミールペレット



80%

10%

10%

飼料規格の例 ④

免税品	： 圧ペンとうもろこし	60%
免税品	： 粉碎こうりゃん	10%
内 貨	： ふすま	15%
内 貨	： 大豆かす	15%

① 別表第4項 前段

$$\frac{15 + 15}{100} = 30\% \geq 12\%$$

② 別表第4項 後段

$$\frac{60}{60 + 10} \doteq 86\% \geq 50\%$$

※ 飼料が前段と後段の双方に該当する場合は上位のものから適用される
⇒ 上記の場合は前段に該当。

譲許の便益を適用する原料品

● 関税暫定措置法第9条の2

製 品	輸 入 原 料 品
配合飼料 又は 単体飼料	<p>●飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するための関税定率法別表第1001・99号に掲げる物品 ↓ 「小 麦」</p> <p>●飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するための関税定率法別表第1003・90号に掲げる物品 ↓ 「大 麦」</p>



飼料の規格 (暫定法施行令第33条の2、暫定法施行規則第11条第1項第1号)

定率法施行規則第2条第1項各号に掲げる条件を備えたもの

	配合飼料	配合割合
別表	1 脱脂粉乳、ホエイ及び調製ホエイの含有量の合計が全重量の30%以上のもの	<p>フェザーミール、肉骨粉、全血粉、さなぎ粉、魚粉(魚荒かすを含む。以下この表において同じ。)、フィッシュソリュブル又はフィッシュソリュブル吸着飼料の含有量の合計が全重量の2%以上であること。</p> <p>色素(食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)別表第1に掲げる食用青色1号又は食用青色2号に限る。以下この表において同じ)の含有量が全重量の0.0012%以上であること。</p> <p>飼料添加物を定める件(昭和51年農林水産省告示第750号)により定められた飼料添加物(飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)別表第1の1の(1)の表に掲げる飼料添加物を除く)であって、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第10条により使用が禁じられている添加物を含むこと。</p>
	2 糖みつの含有量が全重量の20%以上のもの(第1号に該当するものを除く。)	<p>こうりゃんその他のグレーンソルガム、とうもろこしその他の令第6条に規定する原料品(砂糖及び糖みつを除く。)、オート、ふすま、やし油かす、大豆油かす、脱脂ぬか、アルファルファミール、ビートパルプ、大豆皮、ビールかす、豆腐かす、稲わら粉末又は麦ぬかの含有量の合計が全重量の5%以上であること。</p>
	3 砂糖の含有量が全重量の10%以上のもの(前2号に該当するものを除く。)	<p>色素の含有量が全重量の0.0012%以上であり、かつ、塩化ナトリウムの含有量が全重量の0.1%以上であり、かつ、L-リジン塩酸塩の含有量が全重量の0.1%以上であること。</p>

飼料の規格 (暫定法施行令第33条の2、暫定法施行規則第11条第1項第1号)

定率法施行規則第2条第1項各号に掲げる条件を備えたもの

別 表	配合飼料		配合割合
	4 その他のもの	前段	こうりゃんその他のグレインソルガム及びとうもろこしその他の令第6条に規定する原料品及びこれらと同種の他の原料品以外の原料品の含有量の合計が全重量の 12%以上 であること。
		中段	フェザーミール、肉骨粉、全血粉、さなぎ粉、魚粉、フィッシュソリュブル又はフィッシュソリュブル吸着飼料、やし油かす、大豆油かす、綿実油かす、菜種油かす、アルファルファミール、大豆皮又は豆腐かすの含有量の合計が全重量の 2%以上 であること。
		後段	こうりゃんその他のグレインソルガム又はとうもろこしを加熱した後に扁平状に押しつぶしたもの又は加圧により加熱したものの含有量の合計が、こうりゃんその他のグレインソルガム及びとうもろこしその他の令第6条に規定する原料品及びこれらと同種の他の原料品の含有量の 合計の50%以上 であること。

配合飼料	
飼料の形状 (第1項第2号)	粉状、ミール状、フレーク状、ばん砕状、ペレット状その他これらに類する形状のものであること。ただし、別表第2号に掲げる配合飼料はこの限りではない。
こうりゃんその他のグレインソルガム、とうもろこし、ライ麦、カッサバ芋又は甘しょ生切干 (第1項第3号)	ひき砕いたもの、加熱した後に扁平状に押しつぶしたもの又は加圧により加熱したもの として使用されたものであること。

飼料の規格（暫定法施行規則第11条第1項第2号、第2項第1～2号）

配合飼料

譲許の便益の適用を受けた小麦・大麦

- ・ひき砕いたもの
- ・ひき割りしたもの
- ・加熱した後に扁平状に押しつぶしたものの又は加圧により加熱したものとして使用されたものであること

単体飼料

関税定率法別表第1001・99号に掲げる物品（小麦）

- ・ひき砕いたもの（小麦から生産されたふすまを加えたもので、当該ふすまの重量が全重量の30パーセント以上のもの）
- ・ひき割りしたもの（小麦から生産されたふすまを加えたもので、当該ふすまの重量が全重量の30パーセント以上のもの）
- ・加熱した後に扁平状に押しつぶしたものの又は加圧により加熱したもの

関税定率法別表第1003・90号に掲げる物品（大麦）

- ・ひき砕いたもの
- ・ひき割りしたもの
- ・加熱した後に扁平状に押しつぶしたものの又は加圧により加熱したもの

適用条件の確認・大事なこと

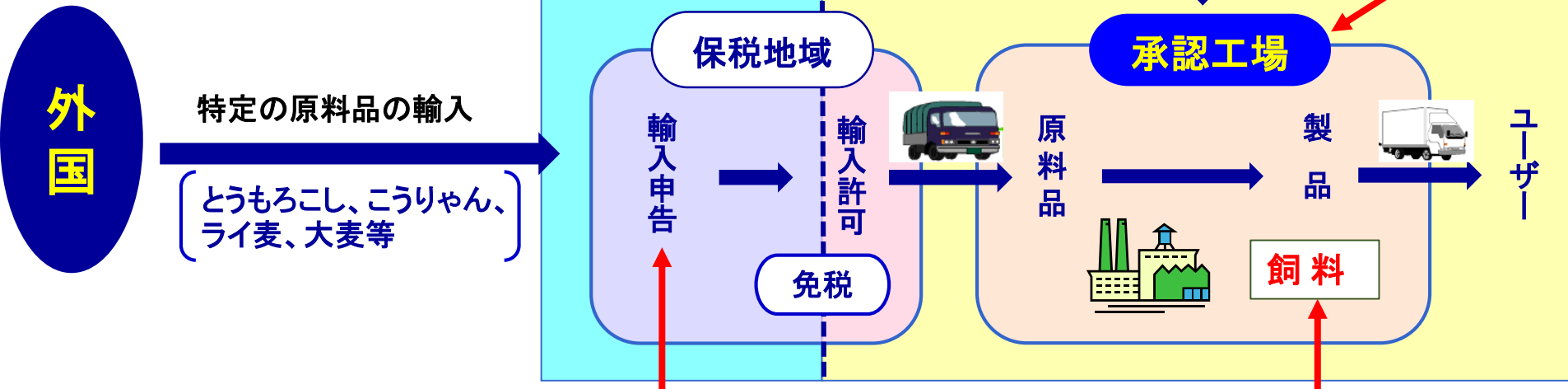
免税制度の適用状況の確認

【適用要件】

- 特定の原料品を輸入し特定の製品(飼料)を製造すること。
- 特定の原料品の輸入の許可の日から1年以内に税関長の承認を受けた製造工場で製品(飼料)が製造されること。

確認

税関(保稅部門)による検査(帳簿等)



製造者の名をもって輸入申告する
(限定申告者)

- ・ 関稅定率法施行令第7条第2項
- ・ 関稅暫定措置法施行令第33条の5第2項

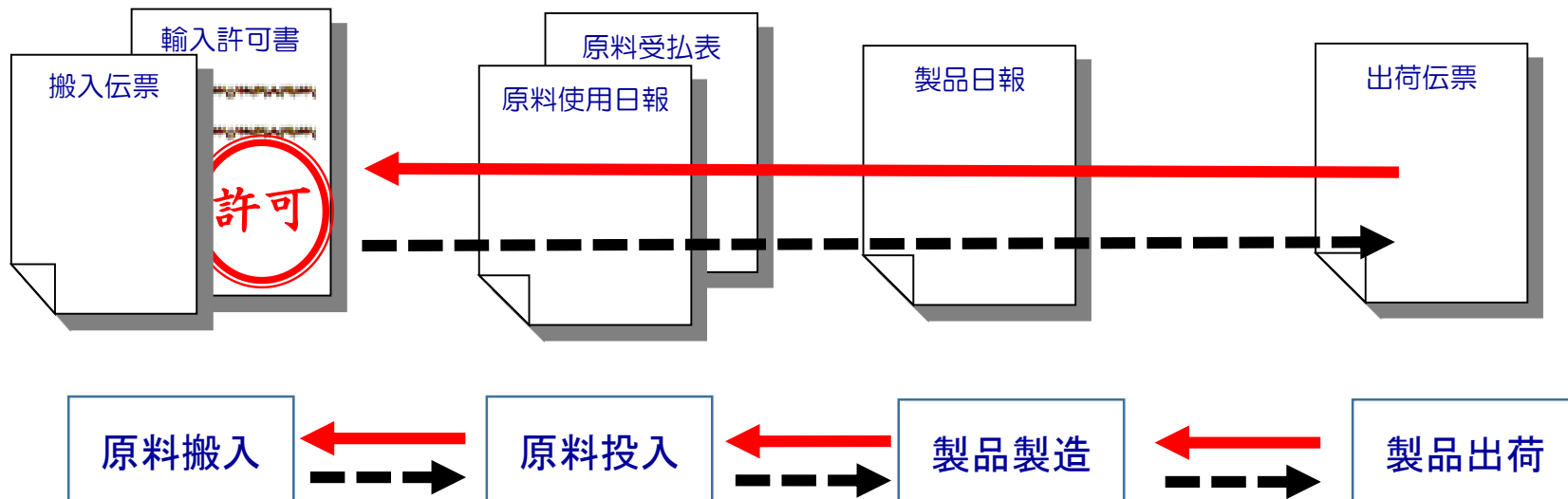
輸入許可の日から1年以内に製造
翌月の10日までに製造終了届を提出

- ・ 定率法基本通達13-14
- ・ 暫定法基本通達9の2-15

大事なこと ①

- トレーサビリティ(Traceability)・・・流通、追跡可能性の意味
原料の搬入から製品の搬出まで、関係帳票で過程を追跡できること

製造された製品について、いつ、どれだけの原料が製造工程に投入され、いつ、どれだけの量のものが製品として計上されたものであるかが、明確に分かる体制が整備されていること！

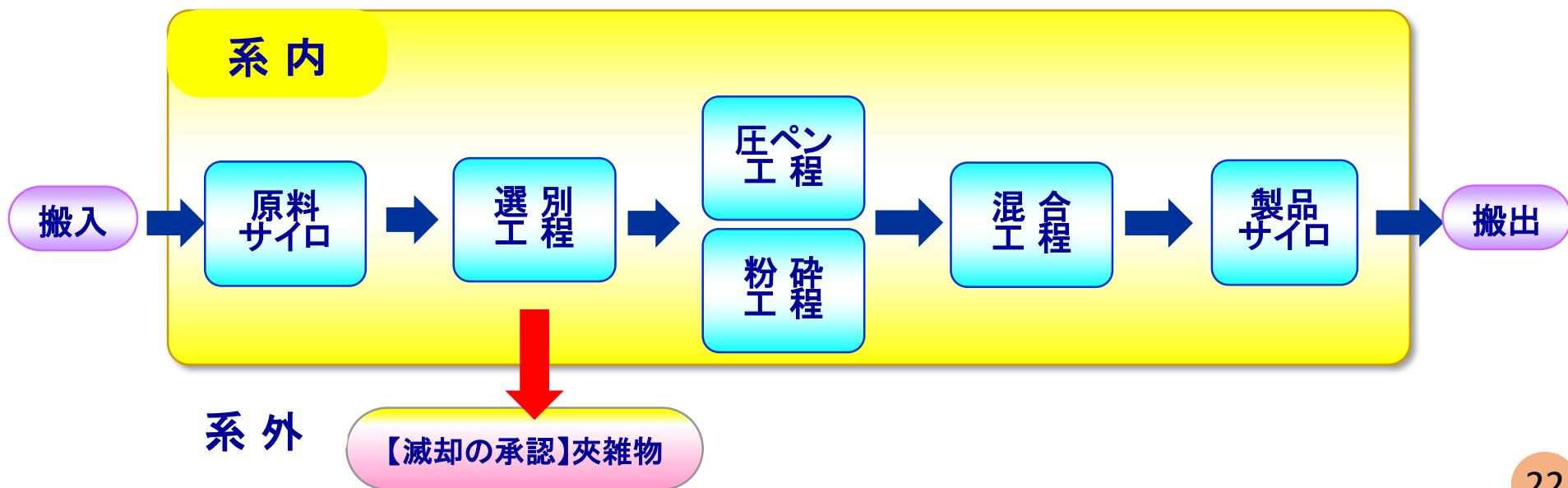


大事なこと ②

■ 貨物管理

製造工程の系内から系外に出るものが確実に把握できること。

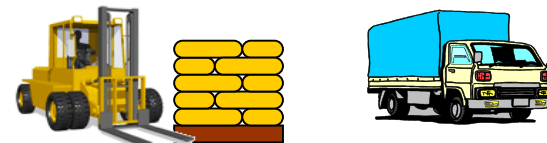
製造工程を一つの系内と考えた場合、その系内から系外に出るものについては、どのようなものでも数量が把握できることが大事！



製品の出荷と製造終了届・主な手続き

製品の出荷

- 定率法基本通達13-14(1)ニ
- 暫定法基本通達9の2-15(1)ニ



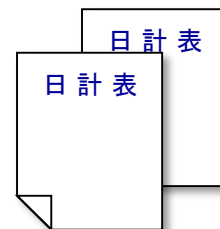
製品の搬出は、取締上支障がない限り、製造終了届の提出前においてもできるものとし、**責任者が搬出の事績を明らかにした日計表を作成し、製造工場で保管。**

なお、飼料製造工場における「**製品のばら搬出**」については、次の各要件を充足するものについて認めて差し支えない。

- ばら製品のばら搬出数量は、出荷時にホップースケールで計量した数量又は出門時にトラックスケールで計量した数量による。この場合において、**ホップースケール又はトラックスケールの検定公差は、千分の一以下**でなければならない。

なお、ホップースケール又はトラックスケールの精度については、計量法の規定による検査の際等の機会を利用して、随時確認するものとする。

- 製品の搬出に当たっては、責任者に日計表のほかに**看貫票又はこれに代わるものを作成させて、当該飼料製造工場に保管させる。**



終了届 ①

- 定率法基本通達13-14(1)イ~ハ
- 暫定法基本通達9の2-15(1)イ~ハ

- イ 製品(製品とは、完成品をいい、半製品は含まない。)の製造終了の届出は、製造終了届2通(保税監督部門用、交付用)を翌月の10日までに当月分の製造の実績について承認工場所轄税関へ提出することを求めるものとする。また、定率法基本通達13-7(協同組合に対する製造工場の承認)の規定により承認を受けた協同組合については、その協同組合に所属する個別の製造工場ごとの製造終了届を取りまとめて製品の製造終了の届出を提出する。
- ロ 上記イにより製造終了届が提出されたときは、原則として現品検査を省略し、提出された製造終了届の内容を審査することにより、検査に代えて差し支えない。ただし、税関長が必要と認めた場合は、当該届出に係る製品の見本を提出させ、必要な検査を行うものとする。
- ハ 上記ロにより検査(審査)が終了したときは、製造終了届1通に検査済証明印を押なつし、製品検査書として届出者へ交付する。

終了届 ②

● 終了届の記載要領(留意点)

- $\frac{\text{理論含有量}}{\text{実使用数量}}$ 欄の分子には、「製造終了届明細表」に設けられている、「製造用原料品」の「理論含有量」欄記載数値の各免税原料品別集計値を計上する。
分母には、**棚卸方式**により確定した各免税原料品別実使用高を計上する。

- **棚卸方式**とは、各免税原料品の月間実使用数量を、以下の計算式により算出把握する方法をいう。

$$\left(\begin{array}{ccc} \text{前月棚卸時確} & \text{前月棚卸時確} & \text{免税原料} \\ \text{定した免税原} & \text{定した免税原} & \text{品の当月} \\ \text{料品在庫数量} & \text{料品仕掛数量} & \text{受入数量} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{cc} \text{当月棚卸時確} & \text{当月棚卸時確} \\ \text{定した免税原} & \text{定した免税原} \\ \text{料品在庫数量} & \text{料品仕掛数量} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{c} \text{当月製造された全銘柄製品の} \\ \text{製造に使用された免税原料品} \\ \text{の実使用高} \end{array} \right)$$

承認工場における義務と制限

義務・制限（① 記帳義務）

- 定率法施行令第12条1項
- 暫定措置法施行令第33条の11第1項
（製造用原料品に関する記帳義務）



帳簿の保存期限
2年

搬入

使用

製品

検査

搬出

亡失
滅却

〔1号〕

〔2号〕

〔3号〕

〔4号〕

〔5号〕

〔6号〕

原料の
品名
数量
搬入年月日
輸入許可年月日
許可番号

使用または混用した
原料品の
品名
数量
使用年月日

製品及び副産物の
品名
数量
製造年月日

製造終了後の税
関検査を受けた
製品副産物の
品名
数量
検査年月日

製造用原料品、製
品及び副産物の
品名
数量
搬出年月日

製造用原料製品又は副
産物の
品名
数量
亡失又は滅却年月日
場所及び理由

- 第2項 税関長が必要ないと認める事項は記載を省略することが可能

【帳簿の備付け】

定率法基本通達13-23 ・暫定法基本通達9の2-24

・帳簿の保存は関税法基本通達61の3-1(5)～(8)を準用

義務・制限（② 用途外使用）

- 定率法第13条第6項、関税定率法施行令第10条、定率法基本通達13-15
- 暫定法第9条の2第6項、暫定法施行令第33条の8、暫定法基本通達9の2-16

基本

製造用原料品の
用途外使用は「禁止」

(例外)

税関長の承認を受けたときのみ「OK！」

腐敗・変質
・原料として
使用できない

用途外使用
目的からみて
やむを得ない

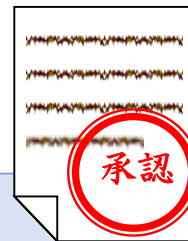
承認を受けずに
用途外使用

処罰の対象

(関税法第112条の2)

◆ 価値の減少がある場合、関税を軽減
【関税定率法第10条1項】に準じる

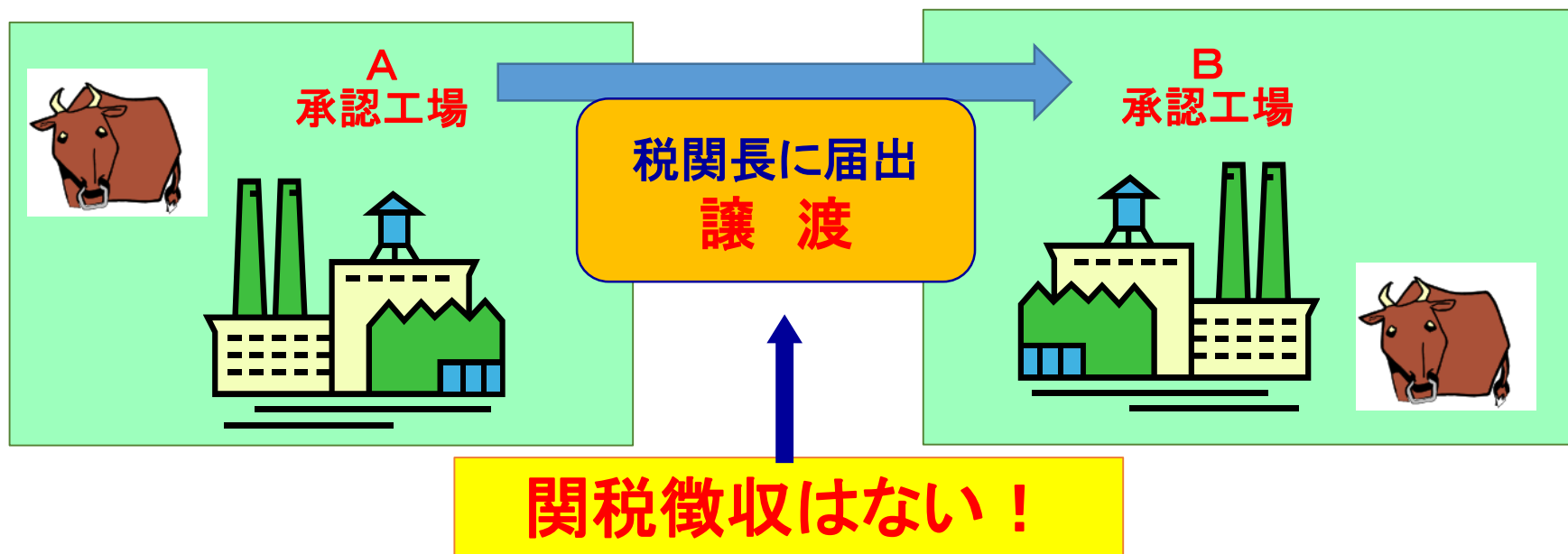
1年以下の懲役 又は
200万円以下の罰金



義務・制限（③ 譲渡）

- 定率法施行令第11条の2、定率法基本通達13-19
- 暫定法施行令第33条の10、「暫定法基本通達9の2-20

原料が不足している場合には、必要な手続きを行うことで、他の承認工場から譲り受けることができます。



義務・制限（④ 混用使用）

- 定率法第13条第4項、定率法施行令第8条、定率法基本通達13-12
- 暫定措置法第9条の2第4項、暫定法施行令第33条の6、暫定法基本通達9の2-12

基本

製造用原料品の混用使用

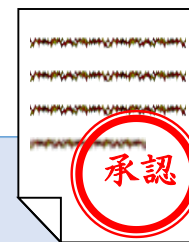
減免税された
製造用原料品

+

課税済原料品
又は
国産原料品



税関長の承認を
受けた場合は
OK!



混用使用ではない場合

減免税された
製造用原料品

+

減免税された
製造用原料品

その他の内貨原料
として、取り扱う

加熱圧ペン
とうもろこし
(製造終了届提出済)

+

減免税された
製造用原料品

義務・制限（⑤ 同時蔵置）

- 定率法基本通達13-13
- 暫定法基本通達9の2-14

飼料製造工場において、配合飼料製造用原料品として輸入(減免税)製造用原料品と同種の課税済輸入製造用原料品又は国産製造用原料品について、同一タンク等に蔵置することがやむを得ないと認められる場合には、関税法基本通達42-3の例に準じて取り扱う。

なお、当該貨物を同時蔵置するときは、搬入及び使用の前後の時点において検量を行う等により数量の測定を確実に行わせ、かつ、令第12条の規定により記帳を適正に行わせる。

確実な数量の
測定の実施

+

関税定率法施
行令第12条の
記帳義務

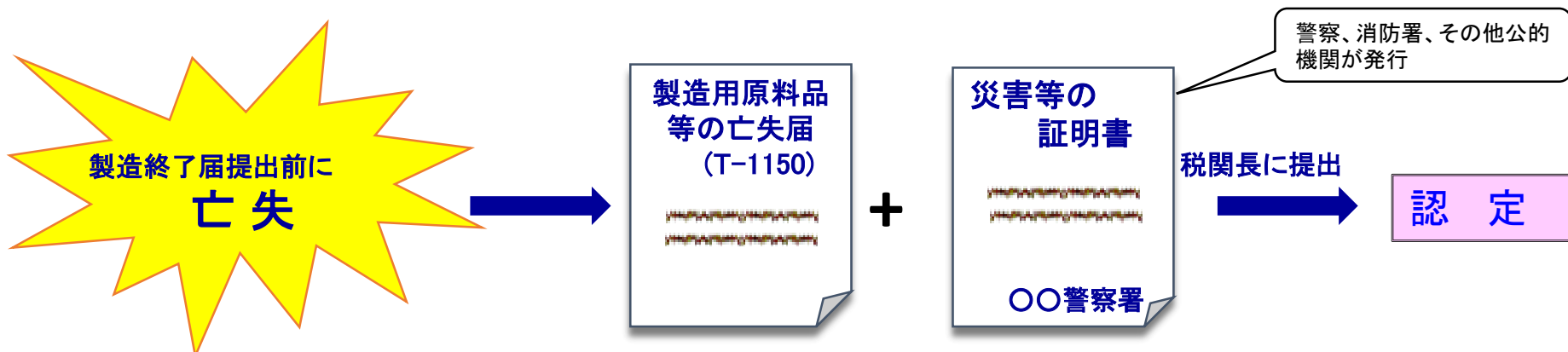
確実な数量管理が重要です。

関税基本通達42-3(保税蔵置場における貨物の同時蔵置)

貨物を蔵置する施設において取締上特に支障がないと認められる場合に限り、その同時蔵置を混合とみず、搬入の時期を異にするそれぞれの貨物が搬入の順序に従って同一の施設に蔵置されるものとして取り扱う。

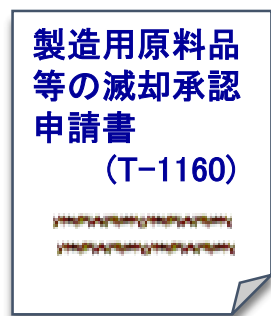
義務・制限（⑥亡失及び滅却）

- 定率法施行令第11条第1項(亡失)、第2項(滅却)、定率法基本通達13-17
- 暫定法施行令第33条の9、暫定法基本通達9の2-18



ただし、単なる亡失(盗難等)は、災害その他やむを得ない理由とは認められない

関税徴収なし



税関長に提出

承認



滅却

税関職員立会
(手数料は不要)

義務・制限（⑦ 関税徴収）

- 定率法第13条第7項、定率法施行令第6条の2第2項、定率法基本通達13-16
- 暫定法第9条の2第7項、暫定法施行令第33条の3、暫定法基本通達9の2-17

関税を徴収

- 輸入許可の日から1年以内に製造されない場合又は製造終了届を提出しない場合
- 定められた規格の飼料製造以外の用途に使用した場合又は用途外使用のために譲渡した場合
- 承認を受けた製造工場以外の場所で使用した場合
- 承認を受けずに同種の原料品を混用使用した場合
- 製造歩留りが合理的な割合を下回ったとき

関税を軽減

- 承認を受けて用途外使用する場合で変質・損傷・価値の減少がある場合

亡失 ……災害その他やむを得ない理由により亡失
減却 ……税関長の承認を受けて減却
譲渡 ……他の承認工場において本来の用途に供するため譲渡



関税の徴収が免除
税関長への承認・届出等が行われた場合のみ

承認工場における 社内管理規定について

社内管理規定について

承認工場における社内管理規定については
関税定率法基本通達13-5（4）および関税暫定措置法基本通達9の2-5（4）
それぞれにおいて
「関税法基本通達34の2-9に規定する貨物管理に関する社内管理規定とする」
としています。

CPの基本項目

①社内管理規
の目的

②社内管理責任
体制の整備

③貨物管理手続
体制の整備

④貨物の保全の
ための体制
の整備

⑤税関への通報
体制の整備

⑥教育訓練につ
いての体制の
整備

⑦評価・監査
制度の整備

⑧その他
留意事項

一般的な保税地域と同様の項目となっていますが、承認工場の実態に即した内容にする必要があります。



社内管理規定について



①社内管理規定の目的

承認工場における適正な貨物管理体制を確保し、もって関税定率法その他関係法令に規定する税関手続の適正な履行を確保する観点から、社内管理規定を整備する。

②社内管理責任体制の整備

承認工場における業務全般に関する責任体制の明確化のため、その具体的業務内容と責任者について規定の整備を行う。

総合責任者

承認工場が行うべき業務について、総合的に管理し、監督し、責任を負う者

貨物管理責任者

承認工場の基本的作業である貨物の搬出入に係わる確実な記帳のほか、搬入、製造、蔵置、搬出の各段階での貨物の数量、態様等の把握、管理を行う責任者

顧客（荷主）責任者

承認工場を利用する顧客（荷主）について、その資質や経営状態等を把握し管理する責任者

委託関係責任者

（製造工場での業務について委託業務を行っている場合）委託企業従業員の資質の把握、適切な指揮監督を行う責任者

加工・製造責任者

承認工場が行う飼料の加工、製造について、管理する責任者

通常、社内の責任体制を明確にするためにCPの別紙として「社内貨物管理体制組織図」が作成されています。

社内管理規定について

③ 貨物管理手続体制の整備

承認工場における基本的作業である貨物の搬出入に係る確実な記帳のほか、原料の搬入、製造、棚卸、蔵置、製品の搬出の各段階における管理手続や税関手続等の規定を整備する。

搬入・搬出管理

貨物の搬出入時における基本動作の詳細について定める。（例えば、搬入原料に係わる書類との対査確認、貨物の異常の有無の確認、書類整備等）

蔵置管理

原料や製品の蔵置中における基本動作について定める。

顧客（荷主）管理

保税地域を利用する顧客等の把握について定める。

製造管理

製品の製造等に関する基本動作の詳細について定める。

記帳・記録

台帳記録における基本動作の詳細及び関係帳票の整理保管等について定める。

保税業務を他者に委託している場合は、当該業務に係る規定の整備や税関への提出は、受託者と調整したうえで、倉主等が自己の責任において行うこととなる。

通常、これらの管理手続体制をフロー図等により具体的に記載した手順書を、CPの付属書として整理する形が取られています。



貨物の流れ	関係書類及び業務の流れ				処理要領	留意事項
	部外	営業	倉庫事務所	倉庫現場		
貨物搬入前	(荷主等) オーダー票、シッピングインストラクション、等	→ オーダー票等	→ オーダー票等 荷割明細書 作業予定表 蔵置場所指定	→ 荷割明細書 搬入準備 蔵置場所指定 作業手配	・NACCS登録業務の各項目の入力は、遅やかにかつ正確に入力すること。	・保税台帳は原則として2年間保存すること
搬入受付	(荷主等) 送り状等	→ 送り状等	→ 送り状等	→ 送り状等	・搬入関係書類と搬入貨物を対査確認する。 チェック項目 ・記号、番号、品名、数量・荷姿、リマーク、 ・搬入確認登録	
搬入			→ 入庫伝票作成 → 保税台帳記帳 → 搬し札作成	→ 搬入作業 → 仕分・検数 → 事故品処理 → 蔵置 → 搬し札貼付		
取扱	貨物取扱許可書 取扱依頼		→ 作業手配書 → 保税台帳記帳	→ 搬入加工 → 製品・仕分書 → パン詰め → 搬出作業	・貨物取扱前に取扱内容に応じて取扱登録する。 ・貨物取扱を行うて貨物の記号、番号、数量に変更があったときはその内容を記載する。 ・システムにおいては、「輸出許可貨物情報」と貨物を対査し、	・提示された輸出許可書あるいは当該貨物の相違を発見したときは直ちに貨物管理責任者を通じて税関に連絡する。
	(荷主等)					

社内管理規定について

④貨物の保全のための体制の整備

製造工場における貨物の亡失等を防止し、原料や製品の適切な保全を図るため、必要に応じて製造工場への人又は貨物の出入りをチェックする体制を確保するほか、常時又は定期的に当該工場内の巡回警備等を行う体制を整備する。

製造飼料の種類の変更、工場の増減坪又は周辺状況の変化等に応じ、免税原料品、製品の適正な保全を図るため、必要な措置を行うことが必要。



⑤税関への通報体制の整備

搬出入、蔵置される原料及び製品の異常、不審情報を確実に税関へ通報する体制を整備する。



- 社内における連絡体制（各部門の従業員から当該部門の責任者への報告）
- 税関に対する連絡手順及び体制を整備する必要があります。

社内管理規定について



⑥教育訓練についての体制の整備

すべての役員及び従業員に対して、社内管理規定の方針及び手続を理解させ、関係法令の遵守、税関周知事項の徹底、社内管理規定における各人の職務を明確に把握させるための教育、訓練について体制を整備する。

承認工場検査等において、教育訓練が実施されているかどうか確認する必要があるので、社内研修・勉強会の記録を作成し、保管していただくようお願いします。

⑦評価・監査制度の整備



社内管理規定の諸手続が厳格に遵守され、かつ、実施されていることを確認するため、内部監査人による定期的評価・監査制度を制定し、社内管理規定の実行性の評価改善のための勧告を行う体制を整備する。

- 原則として毎年実施
- 評価・監査の結果を都度税関に提出

⑧その他留意事項

社内管理規定に違反した場合、懲戒規定の対象となる旨等について定める。

■ 承認工場における内部監査

内部監査における責任者の立場

【貨物管理責任者】



《監査を受ける側》

- ◆ 貨物の搬出入等に係る確実な記帳
- ◆ 搬入、蔵置、取扱い、製造、搬出の各段階における貨物の数量、態様等の把握及び管理

【内部監査人】

《監査を行う側》



監査

すべての業務が監査の対象

改善指示

勧告

総合責任者



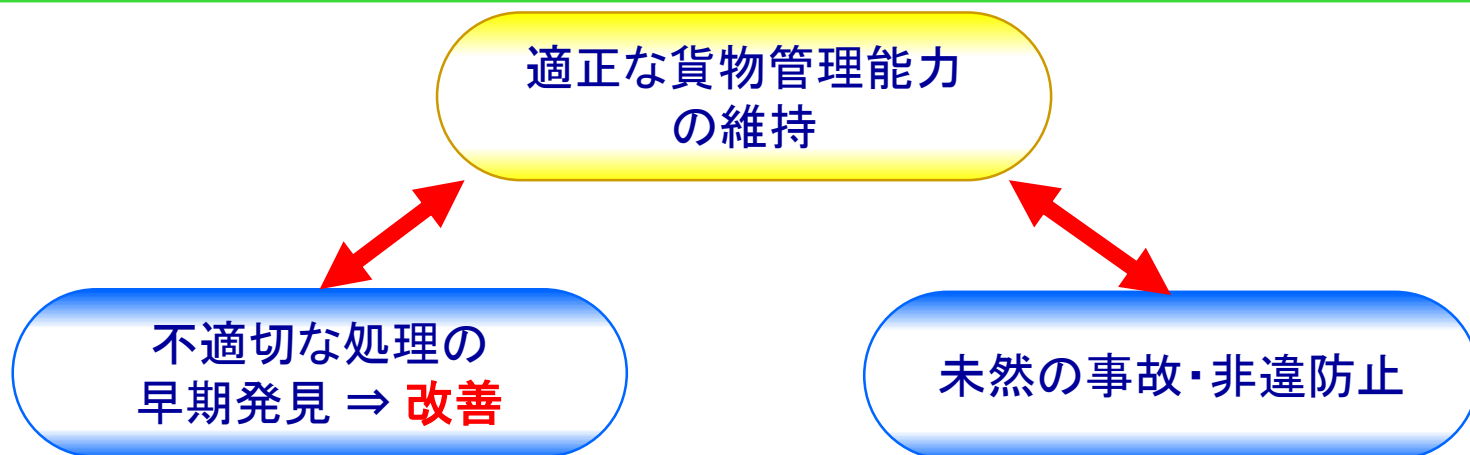
内部監査の目的

■内部監査の目的

◆基本通達34の2-9(社内管理規定の整備)

(7)評価・監査

- ・ 社内管理規定の諸手続きが厳格に遵守され、かつ、実施することを確認するため、
- ・ 内部監査人による定期的評価・監査制度を制定し、社内管理規定の実効性の評価改善のための勧告を行う体制を整備する。
- ・ なお、内部監査人による評価・監査は、原則として毎年実施し、評価・監査の都度、その結果を税関に提出する。



本日のまとめ

1 免税制度の趣旨・承認要件

⇒ 関税を軽減しコストを低減することで国民生活を安定させること。

2 飼料製造の条件と規格

⇒ 飼料以外の用途への使用制限、1年以内に飼料製造、製造規格を満たすこと。

3 適用条件の確認・大事なこと

⇒ 搬入から搬出まで関係帳票でトレーサビリティできること。

4 製品の出荷と製造終了届・主な手続き

⇒ 当月分の終了届は翌月の10日まで税関へ提出すること。

5 承認工場における義務と制限

⇒ 7項目の義務と制限（記帳、用途外、譲渡、混用使用等）

6 承認工場における社内管理規定について

⇒ CPの基本項目の順守すること。

7 承認工場における内部監査について

⇒ 原則毎年実施し、結果を税関に提出すること。

最後に

ご清聴ありがとうございました。
引き続き税関行政へのご理解ご協力を宜しくお願いいたします。

税関では、皆様のご協力をいただき、今後とも、保税制度の円滑な利用促進に向けて事務処理を進めていきたいと思っておりますので、ご不明な点などがあれば、いつでもお気軽にお問い合わせください。

門司税関監視部保税地域監督官

TEL : 050-3530-8387

E-mail : moji-hozei@customs.go.jp

長崎税関監視部保税地域監督官

TEL : 095-828-8656

E-mail : nagasaki-kan_kanri@customs.go.jp

また、「いつもと違う」など不審に思うことがございましたら、どんなことでも結構ですので、ご連絡ください。

